

営業を開始したら、 「公衆衛生上必要な措置の基準」を遵守しましょう

営業者が遵守すべき施設の衛生管理その他公衆衛生上必要な措置の基準として以下の内容が厚生労働省令で定められています。

一般的な衛生管理に関する基準(食品衛生法施行規則別表第17)

- | | |
|---|---|
| 1 食品衛生責任者等の選任
食品衛生責任者の指定、食品衛生責任者の責務に関すること | 8 検食の実施
弁当、仕出し屋等の大量調理施設における検食の実施に関すること |
| 2 施設の衛生管理
施設の清掃、消毒、清潔保持に関すること | 9 情報の提供
製品に関する消費者への情報提供、健康被害又は健康被害につながるおそれがない情報の保健所等への提供等に関すること |
| 3 設備等の衛生管理
機械器具の洗浄・消毒・整備・清潔保持等に関すること | 10 回収・廃棄
製品回収の必要が生じた際の責任体制、消費者への注意喚起、回収の実施方法、保健所等への報告、回収製品の取扱い等に関すること |
| 4 使用水等の管理
水道水又は飲用に適する水の使用、飲用に適する水を使用する場合の年1回以上の水質検査、貯水槽の清掃、殺菌装置・浄水装置の整備等に関すること | 11 運搬
車両・コンテナ等の清掃・消毒、運搬中の温度・湿度・時間の管理等に関すること |
| 5 ねずみ及び昆虫対策
年2回以上のねずみ・昆虫の駆除作業、又は、定期的な生息調査等に基づく防除措置に関すること | 12 販売
適切な仕入れ量、販売中の製品の温度管理に関すること |
| 6 廃棄物及び排水の取扱い
廃棄物の保管・廃棄、廃棄物・排水の処理等に関すること | 13 教育訓練
従事者の教育訓練、教育訓練の効果の検証等に関すること |
| 7 食品又は添加物を取り扱う者の衛生管理
従事者の健康状態の把握、従事者が下痢・腹痛等の症状を示した場合の判断(病院の受診、食品を取り扱う作業の中止)、従事者の服装、手洗い等に関すること | 14 その他
仕入元・販売先等の記録の作成・保存、製品の自主検査の記録の保存に関すること |

HACCPに沿った衛生管理に関する基準(食品衛生法施行規則別表第18)

HACCPに基づく衛生管理
HACCPの考え方を取り入れた衛生管理



営業者が実施すること

- ① 「一般的な衛生管理」及び「HACCPに沿った衛生管理」に関する基準に基づき**衛生管理計画を作成し、従業員に周知徹底を図る。**
- ② 必要に応じて、清掃・洗浄・消毒や食品の取扱い等について具体的な方法を定めた**手順書を作成する。**
- ③ 衛生管理の**実施状況を記録し、保存**する。
- ④ 衛生管理計画及び手順書の**効果を定期的に**(及び工程に変更が生じた際等に)**検証**し(振り返り)、必要に応じて内容を**見直す。**

営業許可取得後に必要な手続きについて

● 変更届

次のような変更があった場合は、変更届の提出が必要です。

変更内容		添付書類等
個人	結婚等による氏名の変更	なし
	営業者住所（住まい）の変更	なし
法人	商号の変更	なし
	代表者の変更	なし
	本店所在地の変更	なし
食品衛生責任者		食品衛生責任者の資格を証明するもの
営業施設の名称（屋号）		なし
営業設備		施設の構造及び設備を示す図面
その他の申請事項		なし



● 承継届

営業者の地位を承継する場合、事後60日以内に届出が必要です。

変更内容		添付書類等
相続	営業者の死亡により、相続人が営業を相続する場合	・ 戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し ・ 相続人が2人以上いる場合、その全員の同意書
合併・分割	合併された場合	・ 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書
	分割された場合	・ 分割により営業を承継した法人の登記事項証明書
譲渡	譲渡された場合	・ 譲渡が行われたことを証する書類（譲渡契約書の写し等）



● 新たに営業許可を取得する必要がある場合

営業施設を移転したり、建て替えたりした場合、営業者が変わった場合（承継に該当しない場合）は新たに許可を取得する必要があります。

● 廃業届

営業を廃止した場合には、すみやかに廃業の届出が必要です。

● その他

- ・ 営業許可証は営業施設内の見やすい場所に掲示する必要があります。
- ・ 営業許可証を紛失した場合、再発行することはできませんが、許可証明証を発行しています。
- ・ 営業許可には期限があります。許可期限満了後も引き続き営業する場合は、継続の手続きが必要です。
- ・ その他、法令等により届出が必要な場合がありますので、十分注意してください。

